

令和5年1月27日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 高井康之
(公印省略)

電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて

日本医師会より、標記に関して、令和5年1月25日付で連絡がありました。

返戻再請求および再審査申出のオンライン化について、医療機関・薬局を顧客とするシステム事業者の対応状況等を踏まえ、令和5年3月原請求分から、紙媒体で返戻されたレセプトに係る再請求を除き、オンライン請求医療機関について、再請求をオンラインによるものとする旨の通知「オンライン請求医療機関に対する返戻再請求および保険者による再審査申出のオンライン化等について」にあわせて、返戻再請求および再審査申出のオンライン化に関するQ & Aについて、令和4年11月8日付けでご連絡申し上げたところであります。

厚生労働省の文書の中で、「やむを得ない場合の必要な対応」(経過措置)について検討するとしていたところですが、今般、添付のとおり、その具体的内容が示されましたのでご連絡申し上げます。

オンライン請求医療機関等又は保険者がオンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わないなどの場合、当該医療機関等又は保険者は、個別に審査支払機関に届出を行ったうえ、引き続き、紙媒体による返戻再請求又は再審査申出ができるといったものであります。

また、紙返戻の廃止後は、返戻された紙レセプトを提出することによる再請求が実施できないこと等を踏まえ、厚生労働省と経過措置の対象となる関係機関は引き続きオンライン化の取組を進めることとするとされており、いずれも、詳細については、添付文書をご確認ください。

その上で、令和6年9月末に紙返戻及び「やむを得ない場合の必要な対応」を廃止することとしております。

つきましては、誠にお手数ではございますが、貴会会員へご周知賜りますようお願い申し上げます。

記

◇令和5年1月23日付厚生労働省保険局医療介護連携政策課長通知

「電子情報処理組織等を用いた費用の請求等に関する取扱いについて」

○ 「返戻再請求及び再審査申出のオンライン化等について（周知依頼）」において、オンライン請求医療機関等からの返戻再請求及び保険者からの再審査申出については、令和5年3月原請求分からオンラインによるものとし、システム事業者の対応状況を把握した上で、やむを得ない場合の必要な対応について検討するとしていたところである。

また、オンライン請求医療機関等に対する紙返戻の廃止については、引き続き、医療機関・薬局及びシステム事業者に対応を求め、令和6年度中に廃止を目指すこととしていた。

○ 「やむを得ない場合の必要な対応」（経過措置）として、オンライン請求医療機関等又は保険者がオンラインによる実務に円滑に移行するために必要なシステム事業者の対応が間に合わないなどの場合、当該医療機関等又は保険者は、個別に審査支払機関に届出を行った上、引き続き、紙媒体による返戻再請求又は再審査申出ができることとする。

具体的には、当該医療機関等又は保険者は、令和5年3月末までに、原則としてオンライン（※1）により、以下のいずれかに該当する旨を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に届け出る。（※2）

- ① システム事業者に必要なシステム改修を依頼済みであるが、令和5年4月からの対応が困難（併せてオンライン対応の開始予定時期の報告を求める。）
- ② 令和5年度中に廃止・休止を行う予定若しくは改修工事中・臨時の施設である又は令和5年度中に解散・合併消滅する予定である
- ③ その他のやむを得ない事情がある

※1：支払基金が運営するオンライン請求システム上で表示される2月又は3月請求時のポップアップ機能を活用した方法が想定される。

※2：届出情報は、支払基金から国民健康保険中央会・国民健康保険団体連合会に連携するため、オンライン請求医療機関等又は保険者は、原則として支払基金にのみに届け出ればよい。ただし、国保単独の医療機関等又は何らかの理由によりポップアップにより届出ができなかった医療機関等又は保険者は、それぞれ国民健康保険団体連合会又は支払基金本部に紙媒体での届出を行うこと。

○ 紙返戻の廃止後は、返戻された紙レセプトを提出することによる再請求が実施できないこと等を踏まえ、厚生労働省と経過措置の対象となる関係機関は引き続きオンライン化の取組を進めることとする。具体的には、

- ・ 令和5年9月末までの間は、オンライン請求医療機関等及び保険者によるオンライン対応の開始に向けた取組を前提としつつ、審査支払機関からの必要な状況確認（上記①においてオンライン対応の開始予定時期が令和5年10月以降と回答した機関又は③を選択した機関への個別照会など）を行う。
- ・ 令和5年9月末以降において、仮に未対応のオンライン請求医療機関等又は保険者がある場合には、審査支払機関から医療機関等・保険者に対して働きかけを行うとともに、その際、対応が不十分であるシステム事業者名等の詳細も聴取し、こうした情報を基に厚生労働省から当該事業者に対して必要な対応を完了するよう働きかけを行うなどの対応を行う。

○ その上で、令和6年9月末に紙返戻及び上記の「やむを得ない場合の必要な対応」を廃止する。

担当事務局：大阪府医師会保険医療課 電話 06-6763-7001